

ダイナムカード会員登録事項変更届(個人情報の訂正等請求)のご案内

個人情報保護法に基づき、上記の請求をされる方は必ずお読みください。

ダイナムカードの登録事項変更・退会については、弊社店舗にて承っております。
原則として、次の事項に当てはまる場合のみ、本届書をご利用ください。

- (1) 登録事項変更・退会が完了した旨の通知が必要な場合
- (2) 当該手続きについて、弊社店舗へのご来店ができない場合

1. 「ダイナムカード会員登録事項変更届」の提出先 (お問合せ先)

ダイナムカード会員登録事項変更届は、所定の様式をご利用頂き、必要書類をご用意のうえ、弊社店舗へご持参ください。
「ダイナムカード会員登録事項変更届」は店舗カウンターに常時ご用意しております。お気軽にお声掛けください。また、弊社HPからも取得可能です。

弊社店舗にご持参いただくことができない場合は郵送にて承っております。

以下の宛先まで必要書類をご同封のうえ、ご郵送ください。

〒116-8790

東京都荒川区西日暮里2-27-5 株式会社ダイナム「カスタマーサービスデスク」

2. 「ダイナムカード会員登録事項変更届」に必要な書類

- ①ダイナムカード会員登録事項変更届書
- ②本人確認書類

◆本人確認書類同封のお願い

個人情報の保護に関する法律の規定により、公的な機関が発行したご本人様確認書類に基づいたお客様の「ご氏名・ご住所・生年月日」の確認が必要となります。

誠にお手数ではございますが、届出をされる方がご本人様または代理人様であることを確認できる書類の同封をお願い致します。

なお、ご提出頂いた書面に不備などがあつた際には、既に届出を頂いている連絡先、または本届出書に記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。(補正を求める目的。)

補正を求めてから1ヶ月以内にご連絡をいただけない場合は、届出自体が失効しますのでご注意ください。

- ①運転免許証(※2)
- ②国民健康保険、健康保険または船員保険
- ③住民票の写し(コピー不可。)または住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長が証明したもの。)(※1)
- ④戸籍の謄本または抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの。)(※1)
- ⑤住民基本台帳カード(氏名、住居及び生年月日の記載があるもの。)又はパスポート等(※2)
- ⑥国民年金手帳、母子健康手帳
- ⑦後期高齢者医療の被保険者証
- ⑧介護保険の被保険者証
- ⑨健康保険日雇特別被保険者手帳
- ⑩国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証(氏名、住居及び生年月日の記載があるもの。)
- ⑪児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書
- ⑫身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ⑬療育手帳又は戦傷病者手帳(氏名、住居及び生年月日の記載があるもの。)
- ⑭在留カード
- ⑮特別永住者証明書
- ⑯印鑑登録証明書(※1)
- ⑰その他、次の条件全てを満たし、身分を確認できるもの。
 - i : 上記①～⑯のいずれかを確認書類として作成されていること
 - ii : 本人の写真が貼付されていること
 - iii : 公益性があること(学校法人等の公益法人が作成)

左記の本人確認書類の住所と変更届出書の住所(ダイナムカード会員登録事項変更届「変更後の登録事項」「代理人様の情報」に記載の住所)が異なる場合は、次のいずれかのコピーもご同封ください。

- 公共料金の領収書(電気・ガス・水道・NTT・NHKのいずれか)
- 社会保険料の領収書
- 国税・地方税の領収書または納税証明書

《本人確認書類の有効期限》
※1・・・発行後3ヶ月以内のもの
※2・・・現に有効なもの

3. 代理人様によるダイナムカード会員登録事項変更届

ダイナムカード会員登録事項変更届をする方が、法定代理人(親権者、未成年後見人もしくは成年後見人または委任による代理人)の場合、上記【「ダイナムカード会員登録事項変更届」に必要な書類】に記載の2つに加え、代理人様であることを確認できる次の書類も併せてご提出ください。

③代理人様確認書類

●法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人)

●委任による代理

↓
親権者および未成年後見人は「戸籍謄本」
成年後見人は「成年後見登記事項証明書」

↓
本人の実印を押した委任状+本人の印鑑証明書

4. 変更処理完了の通知

ダイナムカード会員登録事項の変更が完了した場合、希望される方へ当該届出に記載された住所宛に書面を送付します。

5. ご提出頂く書類について

※ご提出前に今一度ご確認ください。

- ①ダイナムカード会員登録事項変更届
- ②本人確認書類(代理人様の場合、代理人様であることを確認できる書類も併せてご同封ください。)

ダイナムカード会員登録事項変更届

(メール会員の登録事項変更については、別途パソコン・携帯電話等により弊社WEBページにアクセスして、所定の手続きをお願いいたします。)

年 月 日

株式会社ダイナム
カスタマー・サービス・デスク 宛

ダイナムカード会員の登録事項につき、以下のとおり変更が生じたので、会員規約第11条に基づき、本書をもって届け出をします。

なお、本書および添付書類に記載の個人情報が、次の目的で利用されることにも同意致します。

- 1、本人確認を行う目的
- 2、登録事項の変更処理または退会処理を遂行する目的
- 3、不備の是正に必要な確認・連絡を行う目的
- 4、処理が完了した旨の通知を行う目的

ご署名

※ 自筆でお願いいたします。

【変更事項】※DM・・・ダイレクトメール

該当する項目に ○印をつけてください。	項 目				
	住 所	氏 名	連絡先 (追加、削除含む。)	DM送付 の可否	その他

【変更前の登録事項】(全てご記入下さい。)

ふりがな		会員番号	店舗名
氏 名			店
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦	年	月 日
住 所	〒 ー		
電話番号	()	ー	
DM送付	要・不要	その他	

【変更後の登録事項】(変更がある部分のみご記入下さい。)

ふりがな			
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦	年	月 日
住 所	〒 ー		
電話番号	()	ー	
DM送付	要・不要	その他	

【ご本人様確認・変更内容確認書類】(別紙案内をご参照頂き、以下の中からご提出下さい。①～⑮は捺印不要です)

①運転免許証のコピー	②国民健康保険、健康保険または船員保険のコピー	③住民票写しまたは住民票の記載事項証明書	④戸籍の謄本または抄本	⑤住基台帳カードまたはパスポート等のコピー
⑥国民年金手帳、母子手帳のコピー	⑦後期高齢者医療の被保険者証のコピー	⑧介護保険の被保険者証のコピー	⑨健康保険日雇特例被保険者手帳コピー	⑩公務員組合の組合員証等のコピー
⑪児童扶養手当証書等のコピー	⑫障害者手帳等のコピー	⑬療養手帳等のコピー	⑭在留カードのコピー	⑮特別永住者証明書等のコピー

実印押捺欄

⑯印鑑登録証明書	※印鑑証明書を提出される場合および委任による代理の場合のみ 右の欄に登録印を押してください。
----------	---

※ご提出頂いた書面に不備などがあつた際には、既に届出を頂いている連絡先、または本届出書に記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。

※処理が完了した旨の通知書の送付を希望する場合は右の欄にチェックして下さい。 通知書の送付を希望する

PMS05-2 ダイナムカード会員登録事項変更届

<会員ご本人様以外の方が代わりに手続をされる場合は、以下についてもご記入・ご提出ください。>

【代理人様の情報】(全てご記入下さい。)

ふりがな	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
住所	〒 -
電話番号	() -

【代理人様確認書類】(別紙案内をご参照頂き、以下の中からご提出下さい。)

①運転免許証のコピー	②国民健康保険、健康保険または船員保険のコピー	③住民票写しまたは住民票の記載事項証明書	④戸籍の謄本または抄本	⑤住基台帳カードまたはパスポート等のコピー
⑥国民年金手帳、母子手帳のコピー	⑦後期高齢者医療の被保険者証のコピー	⑧介護保険の被保険者証のコピー	⑨健康保険日雇特例被保険者手帳コピー	⑩公務員組合の組合員証等のコピー
⑪児童扶養手当証書等のコピー	⑫障害者手帳等のコピー	⑬療養手帳等のコピー	⑭在留カードのコピー	⑮特別永住者証明書等のコピー

		実印押捺欄
⑯印鑑登録証明書	※印鑑証明書を提出される場合および委任による代理の場合のみ 右の欄に登録印を押してください。	

【代理権を証明する書類】(ご本人様と代理人様とのご関係に応じて、以下の書類のいずれかをご同封下さい。)

親権者または未成年後見人の方は 戸籍謄本	成年後見人の方は 成年後見登記事項証明書	委任による代理人の方は ①ご本人様の捺印のある委任状 及び ②当該捺印の印鑑証明書
-------------------------	-------------------------	---

※代理人様が変更の手続きをお取りになる場合は、本書の他「委任状」が必要となります。
ご本人様の死亡等を理由に委任状が取得不可能な場合は、弊社カスタマー・サービス・デスク
(メールアドレス:cs@dynam.co.jp)までご連絡ください。

以上